

審 査 基 準

平成27年 4 月 1 日作成

法 令 名	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令
根 拠 条 例	第22条
処 分 の 概 要	運搬証明書の再交付
原 権 者 (委 任 先)	埼玉県公安委員会
法 令 の 定 め	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第22条（運搬証明書の再交付）
審 査 基 準	
標 準 処 理 基 準	2 日以内（行政庁の休日を含まない。）
申 請 先	埼玉県警察本部生活安全部保安課
問 合 せ 先	埼玉県警察本部生活安全部保安課
備 考	